

橿原市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき請求のあった橿原市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

（橿原市監査委員 山口宣恭は、令和5年3月31日任期満了により退任しました。）

令和5年4月3日

橿原市監査委員 久保田幸治
橿原市監査委員 高橋圭一

樺原市職員措置請求に関する監査結果

第1 請求の受付

1 請求人 (略)

2 請求書の受付日

令和5年2月21日

3 請求の内容

請求人らから提出された樺原市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）に記述された請求（以下「本件監査請求」という。）の内容は、次のとおりである。以下、請求の要旨については原文のまま掲載している。ただし、個人名については匿名とした。

第1 請求の趣旨

樺原市長は、令和3年度に支出された政務活動費のうち樺原市議会X議員に対し、違法な支出として合計53,190円を市に返還請求をする等必要な措置を求める。

第2 請求の理由

1 請求人らは、樺原市民であり「樺原市民オンブズマン」を結成し、日々オンブズマン活動を行っている者である。

2 政務活動費の交付

(1) 樺原市は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、樺原市議会議員に対して、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として政務活動費を交付するため「樺原市議会政務活動費の交付に関する条例」（以下、「本条例」という）を制定、その後改正し令和3年4月1日から施行している。

樺原市議会議員は本条例第3条に基づき年間500,000円の交付を受けるところ、議会において令和3年度は年間250,000円の交付を受けることを議決した。

(2) 市議会議員による支出及び収支報告書の提出

政務活動費の交付を受けた議員は、本条例第5条に基づき、その政務活動費の支出を明らかにするために、収支報告書並びに領収書等の証拠種類を議長に

提出した。

(3) 議員による残余の返還

政務活動費の交付を受けた議員は、本条例第6条2に基づき、その残余を櫃原市に返還した。

(4) 使途基準に従った支出が求められること

⑦櫃原市政務活動費の経費の範囲は、本条例第4条に基づき、別表で、経費の項目は「調査研究費」「研修費」「広報広聴費」「要請・陳情活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「人件費」「事務所費」の9種類であることが定められている。

⑧櫃原市議会は別途「櫃原市政務活動費の使途基準申し合わせ事項」を制定し、「政務活動費の使途基準の運用指針」「政務活動費への充当が認められない経費（参考例）」等で明確化され令和3年10月1日から施行している。

(5) 櫃原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

第7条で、議員は、政務活動費の支出について会計帳簿と証拠書類を整理し、これらの書類を収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならないことが定められている。

(6) 政務活動費の制度について

政務活動費の制度は、地方公共団体の議会の担う役割が重要なものとなってきたことから、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派または議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである（最一小平成17年11月10日判決・民衆59巻9号2503頁参照）。

(7) 地方自治法の改正について

平成24年改正後地方自治法第100条第14項は、政務活動費を「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部」として交付するものとし、改正前地方自治法が定めていた政務調査費の「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するための必要な経費の一部」とは異なる文言を用いて規定している。もっとも、法は、改正前と同様、その具体的使途については「条例の定めるところにより」と規定し、政務活動費の具体的使途等を条例によって定めるものとしているため、政務調査費の透明性を確保するという制度趣旨やその制度を担保する方法等について、改正前と何ら変わるところはない。

したがって、条例においても、旧条例と同様に、使途基準に従った支出及び透明性を確保するという制度趣旨に照らして、支出の違法性を審査していかなければならない。

(8) 違法性審査の視点

上記のような政務活動費の制度の趣旨や実費弁償の原則を定めた規定などを考慮すれば、樫原市議会の政務活動費は、議員の調査研究に資するための必要な経費に限り、使途基準に従って使用されなければならない、対象とならない活動に政務活動費を充てた場合、当該支出は違法であり、当該支出費用の金額を返還しなければならない。

(9) 使途基準に反する違法な支出

X議員について

㊦「資料購入費」現行自治六法追録の購入費として2,970円を政務活動費から支出している。2017年9月28日当時の議会事務局職員a同席のもとb議員・X議員と政務活動費での追録購入の件について使い方や保管方法等面談を行い、「今後は政務活動費での購入は検討する」との回答を得た。しかし、令和3年度の支出についても政務活動としての具体的な活用については不明であり、違法な支出である。

㊧「事務所費」複合機リース代として100,440円を政務活動費から支出している。月額16,740円を令和3年4月から令和4年3月分の計200,880円を按分1/2の金額である。提出された「ご契約書 兼 ご契約内容確認書」に記載された複合機の型版はTASKalsa2552ci、ネット検索したところ高額で大型の複合機で連続複写枚数が1~999枚もの大量に印刷ができるコピー機能のついた機器であることがわかった。令和3年度政務活動費で大量に印刷を要する市民に対しての広聴会、意見交換会に係る報告書が無く「広報広聴費」からの支出もない。令和4年12月6日、私たちはX議員に対して議会事務局職員cと職員dが同席のうえで聞き取り調査を行ったところ、複合機の設置場所は自宅で政務活動以外にも使用、公明党等の活動にも使用していることがわかった。令和3年9月15日改定樫原市政務活動費の使途基準申し合わせ事項によると、「事務機器について原則リースが好ましい」とあるものの、「事務機器等の購入については、取得価額が1万円以上30万円未満のものを対象とする」等事務所費の留意事項があり、「高額なものはリースで」と捉えることではない。また、自宅は後援会の場所でもある。以上のことから、複合機リース代は、政務活動のほか、自宅・後援会活動・党活動にも使用されているため、政務活動費としての支出は1/4として、50,220円は違法な支出である。

- 3 樫原市長は違法支出議員に対し不当利得返還請求権を有していること
違法に支出した議員は、その違法支出額につき、樫原市の損失において法律上

の原因なく利得を得ている。したがって、榎原市長は、違法支出議員に対し違法支出分についての不当利得返還請求権を有している。

よって、請求人らは、榎原市長が違法支出議員に対して不当利得返還請求権を有しているにも関わらず、その行使を怠っていることから、地方自治法第242条第1項に基づき、別紙事実証明書を添えて、榎原市監査委員に対して榎原市長に対する権利行使等必要な措置を講ずる勧告を求める。

4 請求の要件審査及び受理

監査委員は、本件監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和5年2月27日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査委員の就退任

監査委員 谷井幸は令和5年3月1日に退任し、その後任として高橋圭一が同日就任した。

2 請求人らの証拠の提出及び陳述

地自法第242条第7項の規定に基づく陳述の聴取は、請求人らに対し、証拠の提出と陳述の機会を設けたが、請求人らから陳述を行わない旨の意思表示があったため、陳述を実施しなかった。また、請求人らから新たな証拠の提出はなされなかった。

3 監査対象事項

令和3年度榎原市議会政務活動費の支出について監査の対象とした。

4 監査対象部局

議会事務局

5 関係人調査

監査委員は、令和5年3月14日に議会事務局関係職員から陳述を聴取した。

第3 監査結果

本件監査請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

本件監査請求は、これを棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実の確認

監査対象事項について、関係する法令等との照合、関係書類等の調査並びに本件請求書等並びに監査対象部局からの提出書面及び関係職員の陳述により、次の事実を確認した。

(1) 政務活動費に関する法令等

ア 地自法の規定

地自法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」、同条第16項において「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と定めている。

イ 檀原市における条例の規定

地自法第100条第14項ないし第16項の規定に基づき定めた檀原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年檀原市条例第1号。以下「本条例」という。）では、概ね次のように規定している。

(ア) 交付対象（第2条）

政務活動費は、議員の職にある者に対して交付する。

(イ) 交付額及び交付の方法（第3条第1項及び第4項）

政務活動費の額は、毎年度、4月1日に在職する議員に対して、年額500,000円とする。

政務活動費は、4月25日及び10月25日に交付する。ただし、交付の日が、檀原市の休日を定める条例（平成元年檀原市条例第2号）に規定する市の休日（以下この項において単に「休日」という。）に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

(ウ) 経費の範囲（第4条）

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

別表（第4条関係）

経費の項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費 （講師謝金、会場費、文書通信費、交通費、宿泊費、参加費等）
広報広聴費	議員が住民からの市政又は会派の政策等に対する要望、意見等を聴くための会議の開催、文書の作成、ホームページの作成等に要する経費 （印刷費、文書通信費、会場費、茶菓子代、ホームページ等の作成及びその維持管理費等）
要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費 （資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
会議費	議員が行う各種会議に要する経費及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 （会場費、資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費、参加費等）
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 （印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等）
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 （書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）
人件費	議員が行う活動を補助する職員を臨時に雇用する経費 （給料、手当、賃金等）
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 （事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品購入費、事務機器購入・リース代等）

(エ) 収支報告書等の提出（第5条第1項）

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに当該収支報告書に係る領収書等の証拠書類（以下これらを「収支報告書等」という。）を議長に提出しなければならない。

(オ) 政務活動費の返還（第6条第2項）

政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、第4条の経費の範囲に該当するものとして支出した経費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(カ) 収支報告書等の保存及び閲覧（第7条第1項ないし第3項）

議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書等を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、前記の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、前記の規定による請求があったときは、当該請求に係る収支報告書等（檀原市議会情報公開条例（平成11年檀原市条例第9号）第6条第1項各号に掲げる情報を除く。）を閲覧に供することができる。

(キ) 透明性の確保（第8条）

議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

ウ 檀原市における規則の規定

本条例第9条の規定に基づき定めた檀原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年檀原市規則第9号。令和4年檀原市規則第10号による改正前のもの。以下「本規則」という。）では、概ね次のように規定している。

(ア) 交付申請（第2条第1項）

政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対して、議長を経由して政務活動費交付申請書を提出しなければならない。

(イ) 交付決定（第3条）

市長は、第2条の申請があったときは、速やかに、議員に対して政務活動費の交付額の決定をし、政務活動費交付決定通知書により通知しなければならない。

(ウ) 交付請求（第4条）

第3条の交付の決定を受けた議員は、市長に対して政務活動費交付請求書を提出するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出（第5条第1項及び第2項）

本条例第5条に規定する収支報告書は、様式第5号によるものとする。

議長は、本条例第5条の規定による収支報告書等の提出を受けたときは、その写しを市長に送付しなければならない。

(オ) 収支報告書等の閲覧等（第6条第1項及び第2項）

本条例第7条第2項の規定により閲覧することができる期間は、同条第1項の規定による保存期間が終了する日までの期間とする。

収支報告書等は、前記に規定する期間中市議会ホームページにおいて公表するものとする。

(カ) 会計帳簿等の整理保管（第7条）

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

エ 使途基準についての申し合わせ事項

議会は、本条例及び本規則に加えて政務活動費に関する運用指針となる使途基準を策定するため、「樫原市政務活動費の使途基準 申し合わせ事項」（以下「本件使途基準申し合わせ事項」という。）を取りまとめている。

本件使途基準申し合わせ事項の「目的」では、「政務活動費の交付を受けた議員は、自らの責任においてその執行を管理するとともに、政務活動費を充当するすべての経費について資料等を整理し、その使途について透明性の確保に努め、市民への説明責任をはたさなければなりません。また、政務活動費の使途の適正化と透明性を高めるため、使途基準に関して年1回は検討するものとします。よって、政務活動費に関する取扱いを統一するため、議員間で申し合わせた事項をとりまとめ、その使途基準の詳細等を次のように定めるものとします。」と定めている。

令和3年4月1日施行の本件使途基準申し合わせ事項の「使途基準の運用指針」では、基本指針として、調査研究の目的が樫原市政と関連性があること、調査研究活動に合理性及び必要性があること、支出金額が社会通念上相当と認められる範囲内であること、政党活動又は選挙活動と混同されるような用途には使用しないことと規定している。

また、本件使途基準申し合わせ事項は、使途基準の共通指針を定め、事務機器等の備品については、原則として、リース対応とすること、リース契約終了後には当該備品の所有者が議員に移転しないよう契約すること、リース対応できない場合は、購入し、所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく減価償却による取扱いとすること、購入については、取得価額（税抜）が1万円以上30万円未満のものを対象とし、また、品名、金額等が分かる備品台帳を作成し保管すること等政務活動費が使途されると予想される項目を個々に取り上げ、

その用途内容・方法等を詳細に定めている。

さらに、本件用途基準申し合わせ事項は、「政務活動費用途基準の項目別取扱い指針」を定めている。そのうち資料購入費及び事務所費の指針は、次のとおりである。

(ア) 資料購入費

a 支出できる主なもの

- ・新聞（2紙目から支出可能。1紙目の領収書も必要）
- ・書籍、雑誌、CD・DVD等
- ・配送料（郵送料）

b 支出できない主なもの

- ・調査研究に適さない図書等
- ・書画、骨董に類するもの
- ・所属政党が発行する新聞等の購読料
- ・自己啓発的、議員個人の趣味嗜好に関する書籍
- ・図書券、図書カード

c その他の留意事項

- ・書籍等を購入した場合は、書籍等の名称の記載された納品書又は請求書を添付するか、領収書に書籍等の名称を記載する。
- ・図書目録を作成すること。
- ・定期購読は任期までとする。

(イ) 事務所費

a 支出できる主なもの

- ・事務所の賃借料
- ・光熱水費、電話代、インターネット回線使用料（必要最低限度の通信費）等
- ・来客用の駐車場代（個人使用分を除く）
- ・備品購入費用、事務機器購入・リース代
- ・OA用紙等の事務用消耗品購入費
- ・コピー機のカウンタ使用料及び保守料
- ・政務活動費で購入した事務機器の修繕費

b 支出できない主なもの

- ・事務所が自宅の敷地内にある場合
- ・事務所を居住の用に供している場合
- ・事務所の土地又は建物が本人、配偶者、3親等以内の親族及び生計を一にする親族所有のものである場合

- ・選挙事務所として使用した場合
 - ・交際費的な経費（年賀状、電報等）
 - ・政務活動に関連しない物品等の購入（書画、骨董、花等）
- c その他の留意事項
- ・事務所費全ての経費について、按分2分の1を上限として充当できるものとする。
 - ・事務所としての機能を有していること。
 - ・土地又は建物の賃貸借契約を行っていること。賃貸契約書の写しを支出書類とともに提出すること。
 - ・備品及び事務機器について原則リースが好ましい。
 - ・リース契約終了後には当該備品の所有者が議員に移転しないよう契約すること。
 - ・事務機器等の購入については、取得価額（税抜）が1万円以上30万円未満のものを対象とする。また、品名、金額等がわかる備品台帳を作成し保管することとする。

なお、事務所費の「その他の留意事項」のうち「事務所費全ての経費について、按分2分の1を上限として充当できるものとする。」については平成26年4月14日から4回にわたり議会改革特別委員会で審議が行われ、平成27年3月26日開催の当該特別委員会において追加することが決定されたものである。

本件用途基準申し合わせ事項は令和3年9月15日にも改定され、同年10月1日から施行されたが、本件監査請求に関連する項目についての変更はなかった。

また、事務所費の「支出できない主なもの」として、「事務所が自宅の敷地内にある場合」及び「事務所を居住の用に供している場合」と規定しているが、「現行の表現ではわかりにくい箇所があるため、本来の意図に沿った記述に変更する（中略）もので、これまでの基準自体を変更するものではない。」として、令和4年12月12日開催の議会改革特別委員会において、当該項目を「自宅及び自宅敷地内の建物を事務所としている場合の賃借料、光熱水費、電話代等の通信費、駐車場代」と改正していることから、当該項目は賃借料、光熱水費、電話代等の通信費及び駐車場代に限定して適用していることを確認した。

(2) 令和3年度政務活動費の交付額

議会は、令和3年3月5日開催の議会運営委員会において、令和3年度の政務

活動費の申請については、一人当たり支給する年間の政務活動費から50%をカット（前期125,000円、後期125,000円）することを決定した。

(3) 令和3年度政務活動費の交付事務

市長は、本条例第3条第1項及び第4項並びに前記の決定に基づき、X議員に対し、令和3年度政務活動費として、令和3年4月23日及び同年10月25日に各125,000円の合計250,000円を交付した。

X議員は、本条例第5条第1項及び本規則第5条第1項に基づき、議長に対し、令和4年4月21日に、政務活動費収支報告書に領収書等の証拠書類の写しを添付して提出した。

X議員は、本条例第6条第2項に基づき、令和4年5月19日に、政務活動費残余额70,190円を市長に対し返還した。

以上のように、令和3年度政務活動費の交付事務は、本条例及び本規則に従って執行されたことを確認した。

(4) X議員が政務活動費に充てた経費

ア 資料購入費については、「現行自治六法」追録代2,970円、新聞購読料76,400円であることを確認した。

イ 事務所費については、自宅兼事務所に設置している複合機（以下「本件複合機」という。）リース代200,880円のうち按分上限2分の1の額である100,440円であることを確認した。なお、議会事務局から提出されたリース契約に関する資料によると本件複合機は平成30年2月より月額16,740円でリースを開始しているが、平成30年1月まで契約していた複合機は月額19,950円であった。

また、本件請求書に記載された本件複合機の機種名「TASK a l s a 2 5 5 2 c i」は、事実証明書によると「TASK a l f a 2 5 5 2 c i」である。

2 監査委員の判断

以上の認定した事実に基づき、下記のとおり判断する。

(1) 判断の基準について

政務活動費は、平成12年の地自法の改正により会派又は議員に交付することが認められた政務調査費を前身の制度とする。この政務調査費の制度趣旨は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能

力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその用途の透明性を確保しようとしたものであると解される（最高裁判所平成17年11月10日第一小法廷判決同旨）。

その後、平成24年の地自法改正により、従来の調査研究に資する活動では認められなかった対外的な陳情活動等のための旅費、交通費や会派単位で行う会議等に要する経費といったものにも用途が活用できるよう、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」とされ、名称は「政務活動費」とされた。

地自法は、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める事項としている。

この点、本市では、交付の対象、交付額、交付の方法等を本条例で定め、平成13年4月1日から施行した。さらに、平成24年の地自法の改正により、名称が「政務活動費」に改められたことに伴い地自法が条例で定めるべき事項として追加した「政務活動費を充てることができる経費の範囲」については、本条例別表に、前記第3の1（1）イのとおり議員が行う活動（以下「議員活動」という。）に必要な政務活動費を充てることができる経費の範囲を明記しており、これら本条例の規定内容は、地自法が規定した政務活動費の趣旨に則って定められたものと認められる。この点、請求人らは政務活動等の内容を調査研究活動に限定して捉えているが、それに限るものではない。

さらに、議会では、前記第3の1（1）エのとおり、議員間でその用途基準の詳細等を申し合わせ、本件用途基準申し合わせ事項として取りまとめた。この申し合わせ事項の内容は、本条例及び本規則に加えて政務活動費の交付を受けた議員が、自らの責任においてその執行を管理するとともに、政務活動費を充当する全ての経費について資料等を整理し、個々の議員間で発生する可能性のある政務活動費の用途の不統一性を回避し、用途を統一することにより市民に対する政務活動費の用途に関する説明責任を果たす趣旨に基づくものであり、地自法及び本条例の趣旨に則って定められたものと認められる。

したがって、本件監査請求に係るそれぞれの支出がX議員の議員活動に資するための経費に関する支出か否かについては、本条例、本規則及び本件用途基準申し合わせ事項に照らし合わせて判断すべきものと解する。

この点、奈良地方裁判所平成25年8月29日判決は、平成24年の地自法改正前の政務調査費の事例であるが、市の議員に交付される政務調査費は、平成24年橿原市規則第49号による改正前の橿原市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則別表に定める各用途基準に合致する、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費に関してのみ支出することが許されていると

解すべきであって、議会活動の基礎となる調査研究に関係しない活動に関する経費や経費を支出した行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められないものに関する経費は、上記政務調査費として支出することは許されないと判断した。

また、同判決は、ある支出の中に議会活動の基礎となる調査研究等に係る経費に関する支出と議会活動の基礎となる調査研究に関係しない活動に係る経費等に関する支出が併存している場合には、その全額を政務調査費に係る支出とすることは許されず、上記調査研究に係る部分とその他の部分を区分可能な場合には上記調査研究に係る部分のみが政務調査費として支出することができ、また、上記区分が不可能又は著しく困難な場合には社会通念上相当な割合によって按分した額のみを政務調査費から支出することができると解するのが相当であるとも判断した。

そして、この判断は、控訴審である大阪高等裁判所平成26年3月18日判決においても是認され、確定している。

上記奈良地方裁判所及び控訴審である大阪高等裁判所の判断（以下「本件裁判所の判断」という。）は、本件監査請求とほぼ同様の項目に関する司法判断であり、その判断の枠組みは、平成24年地自法改正後の議員活動に支出される政務活動費の判断においても尊重されるべきものとする。以下、この判断の枠組みに従って、請求人らの主張する支出が政務活動費として違法なものであるかを判断する。

(2) 政務活動費の支出の違法性について

ア 資料購入費

X議員が「現行自治六法」追録の購入費を政務活動費から支出したことが違法といえるかどうか、検討する。

請求人らは、X議員が「現行自治六法」追録の購入費として2,970円を政務活動費から支出しているが、政務活動としての具体的な活用については不明であり、違法な支出であると主張している。

本条例別表は、資料購入費の使途基準について「議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費」と定め、議員活動における必要性を明記している。

議員には、議会活動の重要性並びに立法行為及び執行機関に対する監視等、その広範な職務を遂行することを市民から期待されていることから、政務活動費の使用が許される議員活動の範囲は限定的に解すべきではない。「現行自治六法」は、地方自治において重要な法規を広範にわたり収録し、また、その法規

は毎年のように重要な改正が行われるものであるから、これを購入することは、議員活動との間に合理的関連性があるといえる。

したがって、「現行自治六法」追録の購入費を政務活動費から支出することは、本条例、本規則及び本件用途基準申し合わせ事項に反していないから、違法ではない。

イ 事務所費

(ア) 請求人らの主張

請求人らは、X議員が本件複合機リース代として、令和3年4月から翌年3月分までの月額16,740円、計200,880円の按分2分の1の金額である100,440円を政務活動費から支出したことについて、本件複合機は、連続複写枚数が1～999枚もの大量に印刷ができるコピー機能のついた高額で大型のものであるが、市民に対しての広聴会、意見交換会に係る報告書がなく「広報広聴費」からの支出もない上、自宅、後援会活動及び党活動にも使用しているため、政務活動費としての支出は按分4分の1とし、50,220円は違法な支出であると主張している。

(イ) 本件複合機の本体価格について

本件複合機の本体価格が本件用途基準申し合わせ事項の規定に違反するかどうか、検討する。

この点、本件複合機は、議員活動に使用する資料等の印刷に必要なものと認められ、広く住民、議員、行政担当者に分かりやすい資料を提供する観点から、いかなる種類、性能の機器を選択するかは議員の裁量に委ねられている。

また、議会事務局の提出資料によれば、本件複合機は、平成30年2月よりリースを開始しているが、平成30年1月まで契約していた複合機と比較してもリース代は安価であることが認められ、そのリース代が本件用途基準申し合わせ事項の運用指針が定める「支出金額が社会通念上相当と認められる範囲内であること」に反するものとはいえない。

したがって、本件複合機の本体価格が本件用途基準申し合わせ事項の規定に違反するとはいえない。

(ウ) 本件複合機のリース代の按分について

次に、X議員が事務所費として、その設置した本件複合機のリース代の按分2分の1を政務活動費から支出したことが違法といえるかどうか、検討する。

議会事務局の提出資料によれば、本件用途基準申し合わせ事項が事務所費

の留意事項として、事務所費全ての経費について、按分2分の1を上限として充当できるものとした。これは、平成27年3月26日開催の議会改革特別委員会において、本件裁判所の判断によれば違法と判断されうる事務所費の支出をなくす観点から、事務所費に関する申し合わせ事項を変更したものである。このような本件裁判所の判断を前提とした議会の審議の結果も、事務所費の判断枠組みを検討する上で尊重されなければならない。

また、本件裁判所の判断によれば、プリンター等の事務機器の購入費用に関する当該年度分の減価償却費について、「これらの事務機器は、その性質上、適宜必要に応じて使用されるものであり、具体的な使用目的や使用頻度等を正確に把握することが困難と考えられる」とされている。この点、複合機が議員活動の目的だけではなく、それ以外の目的にも使用されている場合に、使用管理簿や受払い簿等を備えて記帳し、それぞれの使用時間や使用数量を区分することは不可能ではないにしても極めて煩雑となり、その経費と区分管理に要する事務量や人件費と比べると必ずしも現実的とはいえない。広報広聴費について本件使途基準申し合わせ事項は、支出できる主なものとして、広聴会や意見交換会開催に係る印刷物や資料作成費等を挙げている。これら議員活動の成果物に係る経費を広報広聴費として計上するか否かは議員の判断に委ねられており、議員活動とその他の活動とが混在する状況において、このような成果物に係る経費を広報広聴費に計上していないからといって、本件複合機が議員活動に使用されていないことにはならない。

したがって、上記本件裁判所の判断は、本件複合機についても該当するものであり、議員の議会活動の基礎となる議員活動との間に合理的関連性を有するものとして、リース代の按分2分の1について支出することが、違法となるものとはいえない。

以上のとおり本件監査請求におけるX議員による政務活動費の支出は、本条例及び本規則における政務活動費の交付の趣旨並びに本件使途基準申し合わせ事項に違反するとは認められず、違法な支出に該当しない。

よって、市長から政務活動費の交付を受けたX議員に対する不当利得返還請求権は発生していない。

以上のことから、上記監査結果のとおり判断する。

(付記)

議員間でとりまとめた本件使途基準申し合わせ事項は、「政務活動費の交付を受けた議員は、自らの責任においてその執行を管理するとともに、政務活動費を充当するすべての経費について資料等を整理」することを謳い、政務活動費の使途の適正化と透明性を高める観点から作成されたものである。そして、事務所費の支出について、議会は、平成27年3月26日開催の議会改革特別委員会において、本件裁判所の判断によれば違法と判断されうる事務所費の支出をなくす観点から、「事務所費全ての経費について、按分2分の1を上限として充当できるものとする。」と本件使途基準申し合わせ事項を変更したものであり、今回の監査結果は、このような議会の意思を尊重して判断した。

他方で、事務所費の支出について按分2分の1を「上限」とした趣旨からすれば、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提に、議員活動の実際の経費に支出することを原則としたものである。その原資が市民からの税で賄われた公金である以上、議員活動と他の活動が渾然一体となっている事務所費の支出に対して、議員活動にどのような割合で充当するかについて、議員の責任は重いといわざるを得ない。政務活動費の交付を受けた議員は、市民から議員活動の必要性、合理性に疑問を持たれることのないよう、その使途については透明性の確保に努め、市民が理解し、納得できる合理的な説明を議員自らが行き、説明責任を果たすよう努められたい。

議会は、上記議会改革特別委員会において、本件使途基準申し合わせ事項を「年1回は検討する」と決定したことを踏まえ、裁判例及び他の自治体の基準を参照する等して、より適正な使途基準の策定に取り組まれたい。議員においては常に説明責任を念頭に置き、市民の付託に応えるため、今後も議員活動を活発に行うよう努められたい。

令和5年3月31日

檀原市監査委員 久保田幸治
檀原市監査委員 山口宣恭
檀原市監査委員 高橋圭一